

○御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

令和元年11月22日

告示第120号

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、御船町建築物耐震改修促進計画に基づき、戸建て木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事及び耐震シェルター工事を行う者に対する補助金の交付については、御船町補助金交付規則（昭和53年規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 この要綱に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、御船町の町税を滞納していないものとする。
- (3) 戸建て木造住宅 一戸建ての木造住宅(店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。)をいう。
- (4) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる一般診断法又は精密診断法
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1項第1号に示される方法
- (5) 上部構造評点 耐震診断により、地震に対する安全性を点数で示したものをいう。

(6) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行うことをいう。

(7) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて行う、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とするための工事をいう。

(8) 建替え設計 原則として同一敷地内で、既存の戸建て木造住宅1棟すべてを解体し、住宅を新築する工事の計画策定を行う工事をいう。

(9) 建替え工事 原則として同一敷地内で、既存の戸建て木造住宅1棟すべてを解体し、建替え設計に基づいて、住宅を新築するための工事をいう。

(10) 耐震シェルター工事 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から居住者の命を守るため、次のいずれかに該当するシェルターを設置する工事をいう。

ア 熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領（平成29年）第2条第8号に規定するもの

イ 町長が上記アと同等以上と認めたもの

(11) 設計者 耐震改修設計を行う建築士で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領第2条第3号に規定する耐震診断士

イ 上記アに該当する者のほか、町長が認めた者

(12) 工事監理者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理を行う前号に規定する者をいう。

(13) 施工者 耐震改修設計に基づき、耐震改修工事を施工する者をいう。

（補助金の交付対象）

第3条 当該補助事業の目的、補助事業の内容、補助対象経費、補助金の額等は別表第1から別表第6に定めるとおりとする。

2 補助金の交付は、この要綱又は他の要綱に基づく同一事業への補助金の交付を過去に受けたことがないものに限る。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表第7又は別表第8に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項により提出する関係書類のうち、町長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

（交付決定等）

第5条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付することができる。

（契約締結及び事業着手）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。ただし、耐震改修工事に関する契約は、第13条第3項の耐震改修設計完了確認通知を受けた後に行うこととすることができる。

（変更申請）

第7条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第6号）に変更の内容の分かる書類を添えて町長に提出し、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届（様式第8号）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による中止の届出があった場合において、補助事業が適

切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- 3 町長は、第1項の規定による廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(完了期日の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書（様式第9号）により町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し町長の要請があったときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(遂行命令)

第12条 町長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

(耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修設計完了の報告)

第13条 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の補助対象となる者は、耐震改修設計が完了したときは、速やかに耐震改修設計完了報告（及び補助金交付変更承認申請）書（様式第10号）に町長が別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、前項の申請書に変更の内容の分かる書類を添えて町長に提出し、町長の承認を得なければならない。

3 町長は、提出された第1項の報告書及び第2項の申請書の内容を審査し、その結果を耐震改修設計完了確認（及び補助金交付決定変更承認）通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

（耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修工事の着工）

第13条の2 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の補助事業者は、前条第3項の規定による通知を受けた後、耐震改修工事に着工するものとする。

（完了実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（様式第12号）に別表第7又は別表第8に定める書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 町長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第14号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第16条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、補助金交付請求書（様式第15号）に次に掲げる関係書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

（1） 補助対象事業に係る領収書の写し

（2） その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第17条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第15条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

（1） 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、第8条第2項、同条第3項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（様式第17号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

（関係書類の管理等）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、町長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示しなければならない。

（完了後の報告等）

第20条 町長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するために必要があるときは、補助事業に係る住宅について調査し、又は施工者に対して報告を求めることができる。

（補則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、告示の日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

2 この要綱の施行前に着手又は完了した事業については、第6条及び第14条の規定を除き、この要綱の規定を適用する。

3 この要綱の施行後3月以内に着手又は完了した事業についても、町長がやむを得ないと認める場合は、第6条及び第14条の規定を除き、この要綱の規定を

適用することができる。

附 則（平成30年8月23日告示第79号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業名	耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助
-------	-----------------------

補助事業の目的	御船町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修設計及び耐震改修工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 (補助対象住宅)	<p>次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 御船町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震によりり災したことが確認できるもの <ol style="list-style-type: none"> ア 災害対策基本法に基づくり災証明書の写し イ 罹災報告書(熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式) 4 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。 5 この要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの
補助事業の対象となる	補助対象住宅の耐震改修設計(耐震改修工事の計画策定に

<p>経費 (補助対象経費)</p>	<p>伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用を含む。)及び耐震改修工事に要する費用(これらを一括して申請する場合に限る。耐震改修工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。)ただし、改修前の上部構造評点が1.0以上である旨の資料が提出された場合は、耐震改修工事に要する費用は対象外とする。</p>
<p>補助率</p>	<p>耐震改修工事に要する費用の5分の4以内 ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内</p>
<p>補助金の額</p>	<p>耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い方の額 ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額</p>
<p>その他の事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修設計は、設計者が行うものであること 2 耐震改修工事を行う場合は、設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの 3 耐震改修工事を行う場合は、その結果、地震に対して安全な構造となるもの 4 耐震改修工事を行う場合は、工事監理者が工事監理するもの 5 附則(平成29年8月8日施行)第1条第2項及び同条第3項の規定(遡及適用)は、本事業は適用しない。

別表第2 (第3条関係)

補助事業	耐震改修設計費補助
補助事業の目的	御船町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震性向上のために耐震改修設計を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 御船町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づき災証明書の写し イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式）
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修設計に要する費用 （耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も含む。）
補助率	3分の2以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額

その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 耐震改修設計は、設計者が実施するものであること 2 耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること
--------	--

別表第3（第3条関係）

補助事業名	耐震改修工事費補助
補助事業の目的	御船町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	<p>次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 御船町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震によりり災したことが確認できるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 災害対策基本法に基づき災証明書の写し イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式） 4 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

	5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。
補助事業の対象となる経費 (補助対象経費)	補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用 (工事監理に要する費用も含む。)
補助率	2分の1以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの 2 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるもの 3 工事監理者が工事監理するもの(ただし、この要綱施行日以前に着手した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は耐震改修設計に基づき工事を実施したことを建築士が証明するもの)

別表第4 (第3条)

補助事業名	建替え設計費及び建替え工事費の一括補助
補助事業の目的	益城町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え設計及び建替え工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者(ただし、町長が認める者を含む。)
補助事業の対象となる住宅 (補助対象住宅)	次に掲げる要件を全て満たす住宅(ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。) 1 御船町内に所在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの

	<p>3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの</p> <p>ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書の写し</p> <p>イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式）</p> <p>4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの</p> <p>5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの</p> <p>6 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること</p>
補助事業の対象となる経費 (補助対象経費)	補助対象住宅の建替え設計（建替え工事費の見積り作成に要する費用及び建替え工事監理に要する費用を含む）及び建替え工事に要する費用（少なくとも建替え工事に要する費用を含む場合に限る。建替え工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。）
補助率	5分の4以内
補助金の額	建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い方の額
その他の事項	<p>1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの</p> <p>2 工事監理者が工事監理するもの</p> <p>3 本要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けていないもの</p> <p>4 附則（平成29年8月24日施行）第1条第2項及び同条第3項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。</p>

別表第5（第3条関係）

補助事業名	建替え工事費補助
補助事業の目的	御船町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対

	する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） <ol style="list-style-type: none"> 1 御船町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの <ol style="list-style-type: none"> ア 災害対策基本法に基づき災証明書の写し イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式） 4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること
補助事業の対象となる経費	補助対象住宅の建替え工事に要する費用 （工事監理に要する費用を含まない。）

(補助対象経費)	
補助率	5分の4以内 ただし、次に掲げる場合は、23%以内 1 この要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けている場合 2 附則（平成29年8月8日施行）第1条第2項又は同条第3項を適用する場合（遡及適用の場合）
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い方の額 ただし、上記補助率の右欄ただし書きの場合は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの 2 工事監理者が工事監理するもの（ただし、この要綱施行日以前に着手した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は建築基準法に適合することを建築士が証明するもの）

別表第6（第3条関係）

補助事業名	耐震シェルター工事費補助
補助事業の目的	御船町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震シェルター工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、町長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とす

	<p>ることができる。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 御船町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの <ol style="list-style-type: none"> ア 災害対策基本法に基づき災証明書の写し イ 罹災報告書(熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式) 4 昭和56年6月1日以降に着工したものについては、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> ア 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」又は「大規模半壊」と認定されたもの イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること 6 この要綱に基づく、耐震改修又は建替えに係る補助金の交付を受けていないもの
<p>補助事業の対象となる経費 (補助対象経費)</p>	<p>補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用</p>
<p>補助率</p>	<p>2分の1以内</p>

補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額
その他の事項	この要綱第2条第9号に規定する耐震シェルターであること

別表第7（第4条、第13条、第14条関係） ※遡及分（附則第1条第2項及び第3項によるもの）を除く。

関係条項	補助対象事業			
	耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助	耐震改修設計費補助	耐震改修工事費補助又は建替え工事費補助又は建替え設計及び建替え工事費の一括補助	耐震シェルター工事費補助
第4条 (交付申請)	(添付書類) ア 補助対象事業実施計画書（耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助）（様式第2号—1） 又は補助対象事業実施計画書（耐震改修設計）（様式第2号—2） イ 住民票の写し ウ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し エ 住宅の所有者が分	(添付書類) ア 補助対象事業実施計画書（耐震改修工事）（様式第2号—3）又は補助対象事業実施計画書（建替え工事）（様式第2号—4） イ 工程表 ウ 住民票の写し エ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し オ 住宅の所有者が分かる書類の写し	(添付書類) ア 補助対象事業実施計画書（耐震改修工事）（様式第2号—5） イ 工程表 ウ 住民票の写し エ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し オ 住宅の所有者が分かる書類の写し 又は固定資産証明書	(添付書類) ア 補助対象事業実施計画書（耐震シェルター工事）（様式第2号—5） イ 工程表 ウ 住民票の写し エ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し オ 住宅の所有者が分かる書類の写し 又は固定資産証明書

	かる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書）	（登記事項証明書又は固定資産証明書）	カ 町税滞納有無調査承諾書（様式第3号）
オ	町税滞納有無調査承諾書（様式第3号）	カ 町税滞納有無調査承諾書（様式第3号）	キ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業承諾書（様式第4号）
カ	補助対象住宅に共有者がいる場合は、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業承諾書（様式第4号）	キ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業承諾書（様式第4号）	ク 当該住宅の建築確認済証の写し又は建築年月日がわかるもの
キ	補助対象住宅の建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの	ク 補助対象住宅の建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの	ケ 現況写真（外観写真2方向以上及び設置予定場所の写真）
ク	耐震診断を実施している場合は、耐震診断結果報告書の写し	ケ 現況写真（外観写真2方向以上）	コ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（り災証明書等）
ケ	補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（り災証明書等）	コ 現況の各階平面図	ク 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（り災証明書等）又は耐震診断結果報告書の写し
コ	交付決定以降の継続を別の者に委任す	ク 耐震改修設計の内容を確認できる書類（建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2	コ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（り災証明書等）又は耐震診断結果報告書の写し
			ク 交付決定以降の

	<p>る場合は、委任状 サ その他町長が必要 と認める書類</p>	<p>第1項に規定する 確認済証の写し等) シ 耐震診断結果報 告書の写し ス 補助対象住宅が、 昭和56年6月1日 以降に着工したも のの場合は、平成28 年熊本地震により 被災したことが確 認できる書類(り災 証明書等) セ 交付決定以降の 手続を別の者に委 任する場合は、委任 状 ソ その他町長が必 要と認める書類</p>	<p>手続を別の者に委 任する場合は、委任 状 シ その他町長が必 要と認める書類</p>
<p>第13条 (耐震改修設 計完了の報 告)</p>	<p>(添付書 類) ア 耐震改 修設計 に係る 契約書 の写し イ 現況の 各階平 面図</p>		

ウ 補強計

画及び

設計図

書

エ 耐震改

修工事

の見積

書

オ 工程表

カ 現況写

真（外観

写真2

方向以

上）

キ 耐震診

断結果

報告書

の写し

（オ～

キは、耐

震改修

工事を

補助対

象とす

る場

合。）

ク その他

町長が

	必要と認める書類			
第14条 (完了実績報告)	(添付書類) ア 耐震改修工事に係る契約書の写し イ 工事監理報告書(様式第13号)の写し ウ 工事写真(以上は、耐震改修工事を補助対象とする場合。) エ その他町長が必要と認める	(添付書類) ア 補助対象事業に係る契約書の写し イ 現況の各階平面図 ウ 補強計画及び設計図書 エ 工事費の積算を補助対象経費に算入した場合は、耐震改修工事の見積書	(添付書類) ア 補助対象事業に係る契約書の写し イ 建替え設計費及び建替え工事費の一括補助の場合、建替え設計の内容を確認できる書類(建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証の等) ウ 工事監理報告書(様式第13号)の写し エ 工事写真 オ その他町長が必要と認める書類	(添付書類) ア 補助対象事業に係る契約書の写し イ 工事写真 ウ その他町長が必要と認める書類

	書類	オ その他 町長が 必要と 認める 書類	
--	----	----------------------------------	--

別表第8（第4条、第14条関係） ※遡及分（附則第1条第2項及び第3項によるもの）に限る。

遡及分

関係条項	補助対象事業		
	耐震改修設計	耐震改修工事又は建 替え工事	耐震シェルター工事
第4条 (交付申請)	(添付書類) ア 補助対象事業実 施計画書(耐震改修 設計)(様式第2号 ー2) イ 住民票の写し ウ 補助事業に係る 経費の内訳が分か る書類(契約書等) の写し エ 住宅の所有者が わかる書類の写し (登記事項証明書 又は固定資産証明 書) オ 町税滞納有無調	(添付書類) ア 補助対象事業実 施計画書(耐震改修 工事)(様式第2号 ー3)又は補助対象 事業実施計画書(建 替え工事)(様式第 2号ー4) イ 住民票の写し ウ 補助事業に係る 経費の内訳が分か る書類(契約書等) の写し エ 住宅の所有者が わかる書類の写し (登記事項証明書	(添付書類) ア 補助対象事業実 施計画書(耐震シェ ルター工事)(様式 第2号ー5) イ 住民票の写し ウ 補助事業に係る 経費の内訳が分か る書類(契約書等) の写し エ 住宅の所有者が わかる書類の写し (登記事項証明書 又は固定資産証明 書) オ 町税滞納有無調

	<p>査承諾書(様式第3号)</p> <p>カ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業承諾書(様式第4号)</p> <p>キ 補助対象住宅の建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日が分かるもの</p> <p>ク 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類(り災証明書等)</p> <p>ケ 耐震改修設計実施証明書(様式第18号)</p> <p>コ 現況の各階平面図</p> <p>サ 耐震改修設計図書</p>	<p>又は固定資産証明書)</p> <p>オ 町税滞納有無調査承諾書(様式第3号)</p> <p>カ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業承諾書(様式第4号)</p> <p>キ 補助対象住宅の建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日が分かるもの</p> <p>ク 現況写真(外観写真2方向以上)</p> <p>ケ 現況の各階平面図</p> <p>コ 耐震改修設計の内容を確認できる書類(建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する</p>	<p>査承諾書(様式第3号)</p> <p>カ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業承諾書(様式第4号)</p> <p>キ 補助対象住宅の建築確認済証の写し又は建築年月日がわかるもの</p> <p>ク 現況写真(外観写真2方向以上)</p> <p>ケ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類(り災証明書等)又は耐震診断実施証明書(様式第20号)及び耐震診断結果報告書の写し</p> <p>コ 工事写真(設置後の写真含む。)</p>
--	--	--	---

	<p>シ 工事費の積算を補助対象経費に算入した場合は、耐震改修工事の見積書</p> <p>ス その他市町村長が必要と認める書類</p> <p>セ 交付決定以降の 手続を別の者に委任する場合は、委任状</p> <p>ソ その他町長が必要と認める書類</p>	<p>確認済証の写し等)</p> <p>サ 耐震改修前の耐震診断結果報告書の写し</p> <p>シ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類(り災証明書等)</p> <p>ス 工事監理報告書(様式第13号)の写し又は耐震改修工事実施証明書(様式第19号)(建替えの場合は、検査済証の写し又は法適合証明書(様式第21号))</p> <p>セ 工事写真</p> <p>ソ 交付決定以降の手続を別の者に委任する場合は、委任状</p> <p>タ その他町長が必要と認める書類</p>	<p>サ 交付決定以降の手続を別の者に委任する場合は、委任状</p> <p>シ その他町長が必要と認める書類</p>
第14条	(添付書類)	(添付書類)	(添付書類)

(完了実績報告)			
----------	--	--	--

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

御船町長 様

補助事業者

住 所

氏 名

印

補助金交付申請書

御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金の交付を受けたいので、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 住宅の所在地 | 御船町大字 |
| 2 | 補助対象事業 | <input type="checkbox"/> 耐震改修設計
<input type="checkbox"/> 耐震改修工事
<input type="checkbox"/> 建替え工事
<input type="checkbox"/> 耐震シェルター工事 |
| 3 | 補助対象経費 | 金 円 |
| 4 | 補助金交付申請額 | 金 円 |
| 5 | 完了予定日 | 年 月 日 |
| 6 | 添付書類 | |

※添付書類については、別表第 6 又は別表第 7 に掲げる書類を添付してください。

様式第2号-1 (第4条関係)

補助対象事業実施計画書 (耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助)

補助事業者氏名						
建物概要	住宅の所在地					
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)				
	床面積		住宅部分	住宅以外の部分	合計	
		昭和56年5月31日以前に着工した面積	㎡	㎡	㎡	
		昭和56年6月1日以降に着工した面積	㎡	㎡	㎡	
		合計	㎡	㎡	㎡	
	建築年月日	年 月 日				
	建築確認番号年月日	年 月 日 第 号				
耐震診断結果 (上部構造評点。診断済みの場合に記入。)	1階	X		Y		
	2階	X		Y		
	3階	X		Y		
耐震改修設計に係る設計士の概要	事務所名					
	代表者名			建築士名		
	所在地					
	電話番号					
耐震改修工事の工事監理者の概要	事務所名					
	代表者名			建築士名		
	所在地					
	電話番号					
耐震改修工事の施工業者の概要	事務所名					
	代表者名					
	所在地					
	電話番号					
事業費 (消費税込)	総事業費 (契約額)			円		
	耐震改修設計に要する費用			円		
	耐震改修工事に要する費用①			円		
	耐震改修工事の工事監理に要する費用			円		
補助対象限度額	②			1,250,000 円		
補助対象経費	①と②の少ないほうの金額・・・③			円		

補助金交付申請額	③×4/5 (上限100万円) ※千円未満切捨		円
事業実施予定期間	耐震改修設計	年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)	
	耐震改修工事	年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)	
平成28年熊本地震による被災状況	り災証明書：全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 その他：()		
備考			

※耐震改修工事の着工には、耐震改修設計完了の報告及びこれについての町長による確認通知の交付が必要ですので、ご注意ください。

様式第2号-2 (第4条関係)

補助対象事業実施計画書 (耐震改修設計)

補助事業者氏名						
建 物 概 要	住宅の所在地					
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店鋪 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)				
	床 面 積		住宅部分	住宅以外の部分	合計	
		昭和56年5月31日以前に着工した面積	㎡	㎡	㎡	
		昭和56年6月1日以降に着工した面積	㎡	㎡	㎡	
		合計	㎡	㎡	㎡	
	建築年月日	年 月 日				
	建築確認番号年月日	年 月 日 第 号				
耐震診断結果 (上部構造評点。診断済みの場合に記入。)	1階	X		Y		
	2階	X		Y		
	3階	X		Y		
耐震改修設計に係る設計士の概要	事務所名					
	代表者名			建築士名		
	所在地					
	電話番号					
総事業費	契約額 (消費税込)				円	
補助対象事業費	耐震改修設計に要する費用① (消費税込)				円	
補助対象限度額	②				300,000円	
補助対象経費	①又は②の少ないほうの金額・・・③				円	
補助金交付申請額	③×2/3 (上限20万円) ※千円未満切捨				円	
事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)					
平成28年熊本地震による被災状況	り災証明書 : 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 その他 : ()					
備考						

様式第2号-3 (第4条関係)

補助対象事業実施計画書 (耐震改修工事)

補助事業者氏名							
建物概要	住宅の所在地						
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)					
	床面積		住宅部分	住宅以外の部分	合計		
		昭和56年5月31日以前に着工した面積	m ²	m ²	m ²		
		昭和56年6月1日以降に着工した面積	m ²	m ²	m ²		
		合計	m ²	m ²	m ²		
	建築年月日	年 月 日		年 月 日			
	建築確認 番号年月日	年 月 日 第 号		年 月 日 第 号			
		年 月 日 第 号		年 月 日 第 号			
		年 月 日 第 号		年 月 日 第 号			
耐震診断結果 (上部構造評点)		改修前			改修後		
	1階	X	Y	X	Y		
	2階	X	Y	X	Y		
	3階	X	Y	X	Y		
耐震改修工事の 工事監理者の概要	事務所名						
	代表者名			建築士名			
	所在地						
	電話番号						
耐震改修工事の 施工業者の概要	施工業者名						
	代表者名						
	所在地						
	電話番号						
総事業費	耐震改修工事費総額 (消費税込)			円			
	工事監理費総額 (消費税込)			円			
	合計・・・①			円			
補助対象事業費	耐震改修工事費 (消費税込)			円			
	工事監理費 (消費税込)			円			
	合計・・・②			円			
補助対象限度額	③			1,200,000円			
補助対象経費	②又は③の少ないほうの金額・・・④			円			
補助金交付申請額	④×1/2 (上限60万円) ※千円未満切捨			円			
耐震改修工事の 予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)						
平成28年熊本地震による被災状況	り災証明書 : 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 その他 : ()						
備考							

様式第2号-4 (第4条関係)

補助対象事業実施計画書 (建替え工事)

補助事業者氏名						
住宅の所在地						
用途		<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)				
建物概要	床面積	住宅部分	住宅以外の部分	合計		
		昭和56年5月31日以前に着工した面積	m ²	m ²	m ²	
		昭和56年6月1日以降に着工した面積	m ²	m ²	m ²	
		合計	m ²	m ²	m ²	
建築年月日		年 月 日				
建築確認番号年月日		年 月 日 第 号				
耐震診断結果 (上部構造評点)		1階	X	Y		
		2階	X	Y		
		3階	X	Y		
建替え工事の工事監理者の概要		事務所名 代表者名 建築士名 所在地 電話番号				
耐震改修工事の施工業者の概要		施工業者名 代表者名 所在地 電話番号				
総事業費		建替え工事総額 (消費税込)			円	
補助対象事業費		建替え工事費① (消費税込)			円	
補助対象限度額		②			2,610,000円	
補助対象経費		①又は②の少ないほうの金額・・・③			円	
補助金交付申請額		③×23% (上限60万円) ※千円未満切捨			円	
建替え工事の予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)				
平成28年熊本地震による被災状況		り災証明書 : 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 その他 : ()				
備考						

様式第2号-5 (第4条関係)

補助対象事業実施計画書 (耐震シェルター工事)

建 物 概 要	補助事業者氏名					
	住宅の所在地					
	用 途		<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)			
	床 面 積		住宅部分	住宅以外の部分	合 計	
		昭和56年5月31日以前に着工した面積	m ²	m ²	m ²	
		昭和56年6月1日以降に着工した面積	m ²	m ²	m ²	
		合 計	m ²	m ²	m ²	
	建築年月日		年 月 日			
	建築確認		年 月 日 第 号			
	耐震診断結果 (上部構造評点。旧耐震、新耐震で全壊・大規模半壊の場合は記入不要。)		1階	X	Y	
		2階	X	Y		
		3階	X	Y		
耐震シェルター工事の 施工業者の概要		施工業者名 代表者名 所在地 電話番号				
総事業費		耐震シェルター工事費総額 (消費税込)			円	
補助対象事業費		耐震シェルター工事費① (消費税込)			円	
補助対象限度額		②			400,000円	
補助対象経費		①又は②の少ないほうの金額・・・③			円	
補助金交付申請額		③×1/2 (上限20万円) ※千円未満切捨			円	
耐震シェルター工事の予定 期間		年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)				
平成28年熊本地震 による被災状況		り災証明書 : 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 その他 : ()				
備 考						

様式第3号（第4条関係）

町税滞納有無調査承諾書

御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業の補助金交付申請に伴い、町税（延滞金を含む）滞納の有無を調査されることを承諾します。

年 月 日

御船町長 様

住宅の所在地 御船町大字

所有者 住所
(補助事業者) 氏名 印

共有者 住所
氏名 印

住所
氏名 印

※ 氏名欄には御船町在住で住宅の所有者となる全ての方を記入してください。

税務課確認欄

係長	担当

所有者 滞納なし ・ 滞納あり
(共有者) 町民税・固定資産税・軽自動車税・その他

上記のとおり確認しました。

年 月 日

税務課長

印

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

御船町長 様

御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業承諾書

私が所有する下記住宅について、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業による以下の事業を実施することを承諾します。

- | | | | |
|---|----------------|--|---|
| 1 | 住宅の所在地 | 御船町大字 | |
| 2 | 対象事業 | <input type="checkbox"/> 耐震改修設計
<input type="checkbox"/> 耐震改修工事
<input type="checkbox"/> 建替え工事
<input type="checkbox"/> 耐震シェルター工事 | |
| 3 | 所有者
(補助事業者) | 住 所
氏 名
電話番号 | 印 |
| 4 | 所有者
(共有者等) | 住 所
氏 名 | 印 |
| | | 住 所
氏 名 | 印 |
| | | 住 所
氏 名 | 印 |
| | | 住 所
氏 名 | 印 |

備考：この様式は、所有者以外の居住者等が申請する場合又は所有者が複数人いる場合に使用してください。

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

御船町長

印

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金については、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付（不交付）決定をしたので通知します。

記

- 1 住宅の所在地 御船町大字
- 2 補助対象事業費及び交付決定額（不交付の場合は理由）
補助対象事業 耐震改修設計
耐震改修工事
建替え工事
耐震シェルター工事

補助対象事業費	金	円
補助対象経費	金	円
交付決定額	金	円

（不交付の理由）

- 3 完了予定期日 年 月 日
- 4 交付の条件
 - (1) 御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱を厳守してください。
 - (2) この要綱に違反したときは、この決定の取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。
 - (3) 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修工事の着工には、耐震改修設計完了の報告及びこれについての町長による確認通知の交付が必要ですので、ご注意ください。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

御船町長 様

補助事業者

住 所

氏 名

印

補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業については、下記のとおり変更したいので、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 住宅の所在地 御船町大字
- 2 補助対象事業名 耐震改修設計
耐震改修工事
建替え工事
耐震シェルター工事
- 3 補助金交付変更額
既交付決定額 金 円
変更交付申請額 金 円
変更増減額 金 円
- 4 変更内容及び理由
- 5 添付書類

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

御船町長

印

補助金交付決定変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業の変更については、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり変更を承認（不承認）したので通知します。

記

- 1 住宅の所在地 御船町大字
- 2 補助対象事業 耐震改修設計
耐震改修工事
建替え工事
耐震シェルター工事
- 3 補助金交付変更額
既交付決定額 金 円
変更増減額 金 円
変更交付決定額 金 円
- 4 不承認の場合の理由

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

御船町長 様

補助事業者

住 所

氏 名

印

補助事業中止（廃止）届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業については、下記のとおり中止（廃止）したいので、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 住宅の所在地 御船町大字
- 2 補助対象事業 耐震改修設計
耐震改修工事
建替え工事
耐震シェルター工事
- 3 中止（廃止）理由

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

御船町長 様

補助事業者

住 所

氏 名

印

完了期日変更報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業については、同通知に付された完了期日には事業の完了が困難となったので、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅の所在地 御船町大字
- 2 補助対象事業 耐震改修設計
耐震改修工事
建替え工事
耐震シェルター工事
- 3 交付決定通知に付された完了予定期日 年 月 日
- 4 変更完了予定日 年 月 日
- 5 変更理由

様式第 10 号 (第 13 条関係)

年 月 日

御船町長 様

補助事業者

住 所

氏 名

印

耐震改修設計完了報告 (及び補助金交付変更承認申請) 書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった下記の住宅に係る御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業について、耐震改修設計が完了したので、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により報告します。

(また、補助金交付決定額 (等) に変更があるため、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり申請します。)

記

- 1 住宅の所在地 御船町大字
- 2 補助対象事業<変更後> 耐震改修設計・耐震改修工事
- 3 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円
変更交付申請額	金	円
変更増減額	金	円
- 4 変更内容及び理由
- 5 添付資料

様式第 11 号 (第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

御船町長 印

耐震改修設計完了確認（及び補助金交付決定変更承認）通知書

年 月 日付けで報告（及び申請）のあった御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業の耐震改修設計の完了（及び交付決定額（等）の変更）については、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、確認（及び下記のとおり承認）したので通知します。

記

- 1 住宅の所在地 御船町大字
- 2 補助対象事業 耐震改修設計・耐震改修工事
- 3 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円
変更増減額	金	円
変更交付決定額	金	円

様式第 12 号（第 14 条関係）

年 月 日

御船町長 様

補助事業者

住 所

氏 名

印

完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業が完了したので、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 住宅の所在地 御船町大字

2 補助対象事業 耐震改修設計
耐震改修工事
建替え工事
耐震シェルター工事

3 交付決定額 金 円

4 実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日

5 添付資料

※添付書類については、別表第 6 又は別表第 7 に掲げる書類を添付してください。

様式第 13 号（第 14 条関係）

年 月 日

様

事務所名

代表者名

印

所在地

電話番号

工事監理者

工事監理報告書

戸建て木造住宅の以下の事業について、補助事業実施計画書のとおり実施されていることを確認したので、報告します。

建築物の名称及び所在地				
補助対象事業	耐震改修工事 ・ 建替え工事			
建築確認番号	第 号			
建築確認年月日	年 月 日			
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
工事期間における主要な設計変更	変更年月日	変更された設計図書の種類	変更の概要	
主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることの確認	確認年月日	建築材料、建築設備等の名称及び規格	名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要

主要な工事が設計図書のとおり に実施されていること の確認	確認 年月日	確認事項	確認事項が定め られている設計図書の種 類	確認方法の 概要
工事完了時にお ける確認	確認年 月日	確認事項	確認結果の概要	
工事施工業者に 与えた注意	注意年 月日	注意の概要	工事施工業者の対応と建築 主に対する報告の概要	
建築設備に係る 意見	意見を 聴いた 年月日	意見を聴いた者 の住所及び氏名	意見を聴いた 者の勤務先の 住所及び名称	意見を聴い た事項
備 考				

〔注意事項〕

- 1 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
- 2 「補助対象事業」の欄は、該当に○を付け増築等あれば追記してください。
- 3 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- 4 「工事施工業者に与えた注意」の欄は、建築士法第 18 条第 3 項に規定する注意について記入してください。
- 5 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第 20 条第 5 項に規定する場合に記入してください。

- 6 備考の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項を記入してください。
- 7 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。
- 8 同内容を記載したものであれば、様式は問いません。

様式第 14 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

御船町長

印

補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金については、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 住宅の所在地 御船町大字
- 2 補助対象事業 耐震改修設計
耐震改修工事
建替え工事
耐震シェルター工事
- 3 交付確定補助金額 金 円

様式第 15 号 (第 15 条関係)

年 月 日

御船町長 様

補助事業者

住 所

氏 名

印

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額確定通知のあった御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金について、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、関係書類を添え下記のとおり請求します。

記

- 1 住宅の所在地 御船町大字
- 2 補助対象事業 耐震改修設計
耐震改修工事
建替え工事
耐震シェルター工事
- 3 請求金額 金 _____ 円

振込口座	金融機関	銀行・信用金庫・信用組合						本店・支店	
		労働金庫・農協						本所・支所	
	預金種目	普通・当座							
		ゆうちょ銀行							
	フリガナ								
	口座名義人								

※振込先の口座は、補助事業者名義のものに限ります。

4 添付書類

- (1) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (2) その他町長が必要と認めるもの

様式第 16 号（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

様

御船町長

印

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金決定通知した御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金については、御船町戸建て木造住宅耐震改修事業

補助金交付要綱

第 8 条第 2 項
第 8 条第 3 項
第 13 条第 4 項
第 16 条第 1 項

の規定により、下記のとおり取り消した

ので、第 17 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 御船町大字
- 2 補助対象事業
- 3 交付決定（交付確定補助金）額 金 円
- 4 交付決定（交付確定補助金）取消額 金 円
- 5 取消理由

様式第 17 号（第 18 条関係）

第 号
年 月 日

様

御船町長

印

補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で取り消した御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金については、御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 18 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 住宅の所在地 御船町大字
- 2 補助対象事業 耐震改修設計
耐震改修工事
建替え工事
耐震シェルター工事
- 3 返還命令額 金 円
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 返還理由

様式第 18 号（第 4 条関係）

年 月 日

御船町長 様

建築士種別
（登録都道府県）
登録番号

氏名

印

耐震改修設計実施証明書

下記のとおり、耐震改修設計を実施したことを証明します。

記

- 1 住宅所有者
- 2 住宅の所在地 御船町大字
- 3 耐震改修設計実施期間
- 4 耐震改修計画の診断方法
 - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法
 - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法
 - 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第 184 号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第 1 項第 1 号に示される評価方法
- 5 添付書類 耐震診断結果報告書の写し

様式第 19 号（第 4 条関係）

年 月 日

御船町長 様

建築士種別
（登録都道府県）
登録番号

氏名

印

耐震改修工事実施証明書

下記のとおり、耐震改修設計に基づき、耐震改修工事を実施したことを証明
します。

記

- 1 住宅所有者
- 2 住宅の所在地 御船町大字
- 3 工事実施期間
- 4 耐震改修計画の診断方法
 - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法
 - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法
 - 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1項第1号に示される評価方法
- 5 添付書類 補強計画の耐震診断結果報告書の写し

様式第 20 号（第 4 条関係）

年 月 日

御船町長 様

建築士種別
（登録都道府県）
登録番号

氏名

印

耐震診断実施証明書

下記のとおり、耐震診断を実施したことを証明します。

記

- 1 住宅所有者
- 2 住宅の所在地 御船町大字
- 3 耐震診断結果報告日
- 4 耐震診断方法
 - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法
 - 一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による精密診断法
 - 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1項第1号に示される評価方法
- 5 添付書類 耐震診断結果報告書の写し

様式第 21 号（第 4 条関係）

年 月 日

御船町長 様

建築士種別
(登録都道府県)
登録番号

氏名

印

法適合証明書

下記の住宅については、建築基準法に適合していることを証明します。

記

- 1 住宅所有者
- 2 住宅の所在地 御船町大字
- 3 建築面積 m^2
- 4 延べ床面積 m^2
- 5 高さ m
- 6 階数 地上 階、地下 階
- 7 構造
- 8 備考

様式第1号 (第4条関係)
様式第2号—1 (第4条関係)
様式第2号—2 (第4条関係)
様式第2号—3 (第4条関係)
様式第2号—4 (第4条関係)
様式第2号—5 (第4条関係)
様式第3号 (第4条関係)
様式第4号 (第4条関係)
様式第5号 (第5条関係)
様式第6号 (第7条関係)
様式第7号 (第7条関係)
様式第8号 (第8条関係)
様式第9号 (第9条関係)
様式第10号 (第13条関係)
様式第11号 (第13条関係)
様式第12号 (第14条関係)
様式第13号 (第14条関係)
様式第14号 (第15条関係)
様式第15号 (第15条関係)
様式第16号 (第17条関係)
様式第17号 (第18条関係)
様式第18号 (第4条関係)
様式第19号 (第4条関係)
様式第20号 (第4条関係)
様式第21号 (第4条関係)